

山口県再犯防止推進計画の策定について

1 策定の趣旨

「再犯防止推進法(H28.12 施行)」において、国との適切な役割分担を踏まえた地方(県・市町)の施策の実施や地方計画策定が定められたことを受け、地域の実情に応じた施策に取り組むための県計画を策定する。

2 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」

3 計画期間

2019年度から2023年度(5年間)

4 策定内容

(1) 計画策定のポイント

国と地方の役割分担や国の計画の内容を踏まえ、県の取組の方向性を記載。

(2) 取組の概要

I 広報・啓発活動の推進

○犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解促進

・「社会を明るくする運動」を通じた、全県的な広報・啓発活動 等

II 就労・住居の確保

1 就労の確保

○生活困窮者に対する相談支援

・生活困窮者自立支援相談窓口での相談支援

○一般就労が困難な人への就労支援

・生活困窮者就労準備支援事業や障害者就労支援事業等による就労支援

○協力雇用主への支援

・県の公共調達における協力雇用主への優遇措置 等

(参考) 国の取組

○矯正施設における職業訓練や、ハローワークによる就労支援

○出所に向けた生活環境の調整や、協力雇用主の確保・支援

2 住居の確保

○公営住宅での受け入れ

・矯正施設出所者や国関係機関等への分かりやすい情報の提供

○住宅セーフティネット制度による民間賃貸住宅への円滑な入居促進

・入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進

○生活困窮者に対する相談支援等

・生活困窮者自立支援相談窓口での相談支援 等

(参考) 国の取組

○出所に向けた生活環境の調整や、更生保護施設等での一時的な受け入れ

Ⅲ 保健医療・福祉的支援

1 高齢者又は障害のある人等への支援

○県地域生活定着支援センターの取組の充実

- ・高齢者や障害のある人等の福祉サービスの利用支援
- ・犯罪をした人等の社会復帰や、保護司等民間協力者の活動支援のための情報提供

○地域における福祉的支援

- ・生活福祉資金の貸与等、社会福祉協議会等と連携した取組

○市町の相談窓口や社会福祉施設等の理解促進

- ・犯罪をした人等への支援についての理解促進 等

(参考) 国の取組

- 出所に向けた福祉サービスの利用調整（県と連携）

2 薬物依存症者等への支援

○県薬物乱用対策推進本部を中心とした総合的な取組の推進

- ・地域や学校等における普及啓発
- ・精神保健福祉センター等における薬物依存症者や家族への支援 等

(参考) 国の取組

- 専門プログラムによる回復に向けた指導

Ⅳ 非行の防止と修学支援

○学校・地域が一体となった非行防止や修学支援の充実

- ・スクールカウンセラー等の活用による、不登校など生徒一人ひとりの状況に応じた相談支援
- ・保護司会や更生保護女性会等との連携による、地域協育ネットを活かした非行防止の取組
- ・児童相談所や少年サポートセンター(警察)における相談支援 等

(参考) 国の取組

- 「法務少年支援センター」の設置など非行少年への専門相談機能の確保

Ⅴ 関係機関・団体等との連携強化

○関係機関との連携強化

- ・就労・住居・福祉など、支援の内容に応じた連携
- ・市町の再犯防止推進計画策定等の取組促進
- ・住民に身近なサービスを提供する市町や社会福祉協議会との連携

○保護司等民間協力者との連携強化

- ・研修への協力や、ホームページ等を活用した情報提供等による活動支援 等